政令

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年一月十七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令

第一条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「別表」を「別表第一」に改める。

第二条第一項中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十二項第一号」に改め、同項各号中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「第二条第十一項第二号」を「第二条第十二項第二号」に改め、同項各号中「別表」を「別表第一」に改め、同条第三項中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十二項第三号」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（研究開発法人による出資等の業務）

第七条の二　別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。

第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十四条第一項第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条の二関係）

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人国立がん研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
出資	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第十三号	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十五条第五号	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第八号	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第十八条第九号	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第十六条第一項第五号	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一項第六号	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第五号	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十四条第五号	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十五条第六号	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十六条第七号
	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助